

反核医師ジャーナル

第73号 発行：核戦争に反対する医師の会・愛知
2016年4月25日 (名古屋市昭和区妙見町19-2)
vol.35 No.1 (愛知県保険医会館気付)
TEL052-832-1345

34周年反核医師の会記念講演会

映画上映会

放射線を浴びた

【X年後】

6月11日(土)

14:30~16:30

会場：中京大学

名古屋キャンパス センタービル603教室

名古屋市昭和区八事本町101-2 TEL (052) 835-7111

■参加費無料

あの日、日本列島は「死の灰」で覆われていた！

1954年、アメリカが行ったビキニ水爆実験。

南海放送ではこれまであまり知られることのなかった「もうひとつのビキニ事件」の実態を描いてきた。長期取材の中で次々明らかになっていく船員たちの衝撃的なその後…。

地方ローカル局が迫った渾身のドキュメンタリー。

※講演会終了後に2016年度総会（16：45～17：30）を行います
のであわせてご参加ください。

参加申し込み・問い合わせは「核戦争に反対する医師の会・愛知」
(TEL 052-832-1345 愛知県保険医協会) までご連絡ください。

第26回核戦争に反対し、核兵器の廃絶を求める医師・医学者のつどい

被爆・戦後70年 医療者は戦争も核も許さない

昨年十月三十一日、十一月一日に開催された「第26回核戦争に反対し、核兵器の廃絶を求める医師・医学者のつどい」の報告を掲載する。
 全国から医師・医学者・医学生など二百四十六人が参加した。

主催者あいさつ
**「核兵器も戦争も許さない
 ため、これからも力を
 合わせましょう」**
 実行委員長 浅野 晴義



実行委員長を務めた
 浅野晴義代表

「第26回 核戦争に反対し、核兵器の廃絶を求める医師・医学者のつどい in 愛知」によるこ

そおいでくださいました。

昭和三十年代に南太平洋でアメリカが核実験を行い、第五福竜丸が被爆した頃、私は医者になりました。静岡市の厚生病院に赴任していました。私が外来の担当日に第五福竜丸の三十五歳の機関長の方が受診し、自分の体験をお話になりました。

その方を診察した時、肋骨の下のところはかなり堅い感じで肝臓が触れたことを覚えていました。また、とても印象に残っているのは、上半身裸になっても良かったところ、ベルトの上あたりに、ちょうど一円玉大の白い斑点が、ずつといっぱい並んで付いているのを見ました。非常に気温が高かったため、上半身

裸でみんな甲板に出ていたそうです。その時に実験が行われ、死の灰が空から降ってきた。彼もちょうど甲板に出ていた時に空から死の灰が降ってきて、ベルトの上にその灰が溜まったのだということでした。それを見ただけで、核兵器、なるほど死の灰は大変なものだと実感しました。その方とはその時一度しかお会いしていません。その後の経過は分かりません。しかし、私は直接核兵器の被害は体験していませんが、こういった経験を通じて、やはり核兵器の使用・実験ということは大変なことだと感じるようになりました。

その後、核兵器はどんどん増えてきました。そういった中、アメリカの原子力関係の科学者たちから、このまま放っておくとコンピュータの誤作動が起き、アメリカとソビエトの両方から核兵器が飛び交って全面的な世界の核戦争になった場合、地球上の気温がマイナス五十度以下に下がってしまう「核の冬」が起きると指摘されました。これは放っておくわけにはいかなければいけないと考え、愛知県でも核戦争に反対する医師の会を作りました。

人間が人間的に生きていくとすれば、核兵器とは決して共存できません。韓国出身の国連事務総長の潘基文氏も核兵器は絶対になくさないといいないと断言しています。我々も出来る限りの努力を、そのための努力を続けて行かなければならないと思います。今日ここに集っていただいた皆さまも同様のお気持ちだと考えます。

お集まりの皆さん、つどい「スローガン、核兵器も戦争も許さない」ため、これからも力を合わせましょう。どうぞよろしくお願いたします。

反核医師のつどい in 愛知
 開催要項

日程：2015年10月31日(土)・11月1日(日)

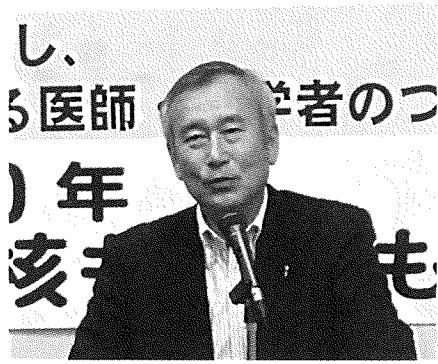
1日目

- 記念講演「核なき世界は実現できる～被爆70年と日本国憲法」
 秋葉 忠利氏 (ヒロシマ・ピース・オフィス代表、前広島市長)
- 特別講演「太平洋核実験—知られざる被ばくの実態」
 伊東 英朗氏 (南海放送ディレクター)
- 懇親会

2日目

- 分科会 ①「核廃絶への展望」
 報告：富田宏治氏 (関西学院大学法学部教授、原水禁大会起草委員長)、眞鍋 穰氏 (阪南医療生協診療所所長、全日本医師連被ばく問題委員)、秋葉忠利氏 (記念講演講師)
- 分科会 ②「日本における放射線被害—過去・現在・未来—」
 報告：松本純氏 (生協いいの診療所)、間間 元氏 (生協きたはま診療所所長、反核医師の会 原発プロジェクト委員)
- 分科会 ③「憲法9条から考える～集団的自衛権」
 報告：川口 創氏 (イラク派兵差止訴訟弁護団事務局長、国民安保法制懇事務局長)、小林 武氏 (沖縄大学客員教授)

記念講演
核なき世界は実現できる
被爆70周年と日本国憲法
 実行委員 坂本 龍雄



講演する秋葉忠利氏

秋葉さんは、すでに歴史にその名を残す人物である。広島市長（一九九九年〜二〇一一年）として、また、平和市長会議のリーダーとして、核兵器廃絶をめざす国内外の平和運動を牽引し、常に励ましてきた。演題にもなっているが、「核なき世界は実現できる」との確信は誰よりも強固なはずであり、私はその根拠を聞き漏らさないよう心した。以下、重要と思われる講演内容を抜粋して紹介する。

被爆者の世界平和の実現をめざす取り組みから得られる確信

ひとつは、原爆投下後の惨状は、死を選択してもそれを咎めることができないほどの地獄絵であった。しかし、ほとんどの被爆者は生きることを選択し、人間であり続けたこと。第二は、自分たちの苦しみや悲劇が繰り返されることのないよう、自らの体験を語り続けてきたこと。第三は、人類を加害者と被害者に分けるといふ発想を持たず、人類全体に向けて核兵器廃絶と世界平和実現のメッセージを送り続けてきたことである。その結果、その後の核兵器の使用が阻止されており、核なき世界を実現できるという楽観的展望が見えてきた。

人類の歴史の見方を転換することを得られる確信

「The Better Angels of Our Nature」はリンカーン大統領が演説に用いた言葉であり、報復ではなく和解、すなわち平和を求める心が「The Better Angels」の核心をなすと思われる。被爆者そして日本国憲法が果たした世界平和への貢献は、「The Better Angels」を基調と

したこれまでにない歴史の見方の重要性を示している。ハーバード大学のステイブ・ペンカー教授は同名の著書を表し、家庭・学校・地域・都市・国家などのあらゆる場面で、「世界は平和になっていく」という仮説の証明を、膨大なデータを集めて成功させた。これは、新旧のパラダイム（世界を考える枠組み）の転換に不可欠な作業であり、核なき世界の実現性の確信につながるものである。

都市の現在とこれからの役割

都市は活力の源である多様性を担保するため、寛容さが求められる（ケネディ大統領曰く、「平和とは寛容であること」）。また、都市は軍隊を持たないため、都市間の諸問題は武力でなく話し合いで解決される。したがって、国家単位の世界から都市単位の世界にパラダイムの転換がなされる。 「The Better Angels of Our Nature」に支えられた平和な世界が見えてくる。戦争放棄と戦力の不所持をうたった日本国憲法は新しい世界へのパラダイムの転換に対応している。

平和首長会議と広島・長崎両市の役割

都市同士が共同することで世界を変える力になる例が、すでに核廃絶に向けた取り組みで進められている。広島・長崎両市は一貫して世界に核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続けてきた。一九八二年六月二十四日、ニューヨークの国連本部で開催された第二回国連縮特別総会において、荒木武・広島市長（当時）が、世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと、「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、広島・長崎両市長から世界各国の市長宛てにこの計画への賛同を求めた。平和首長会議は、この趣旨に賛同する都市（自治体）で構成された機構である。一九九一年に国連経済社会理事会のNGOに登録され、現在、世界百六十一カ国・地域六千九百六十五都市の賛同を得ている。

被爆者のもつ「抑止力」を劣化させずに未来に伝えるために

広島市と長崎市では、被爆者の「他の誰にもこんな思いをさせたい」というメッセージ

ジの意味を学術的に整理・体系化し、普遍性のある学問として次代を担う若い世代に伝えていくため、国内外の大学に広島・長崎講座を開設・普及することに取り組んでいる。広島・長崎講座は、被爆者のメッセージの意味を学問的に学習することにより、核兵器の悲惨さや非人道性を認識し、被爆者がなぜ報復ではなく和解の道を歩んだかについて正しく理解することを目的としており、現在、国内四十八大学、国外十七大学の計六十五大学で開設されている。今後の課題は、被爆体験を「デジタル化」し、何度繰り返し聞いても劣化しない内容を伝える工夫をすること、ホロコーストと同じレベルの理解を世界中に広めていくことである。

この機会に秋葉さんの推薦図書である「新版 報復ではなく和解をーヒロシマから世界へ」（秋葉忠利著、岩波現代文庫・二〇一五年）、「空が、赤く、焼けて 原爆で死にゆく子たちと八日間」（奥田貞子著、小学館・二〇一五年）をお読みいただきたい。

特別講演
太平洋核実験
—知られざる被ばくの実態—
 実行委員 高木 弘己

講師の伊東英朗氏(南海放送ディレクター)が二〇〇三年から取材を始めた太平洋核実験およびその被害の実態について報告した。

六十年前の一九五四年三月一日、太平洋ビキニ環礁で米国が「ブラボー」と称した核実験をした。半月後、日本のマグロ漁船第五福竜丸の被曝が明らかになり、乗組員の久保山愛吉さんが亡くなった。当時、国民の大きな関心を集め、原水禁運動の発展となり、毎年の三・一ビキニデーにつながっている。

しかし被爆被害は、第五福竜丸だけではなかった。この年、米国の核実験はビキニ環礁などで三月一日から二カ月間で計六回行われ、「キャッスル作戦」と呼ばれた。一回だけでも広島原爆の千倍の破壊力であった。実験の回数が増すほど放射能汚染は深刻になった。

後に明らかになったのである

が、当時の政府資料によれば、被爆マグロを廃棄した日本漁船は延べ九百九十二隻、放射性降下物(死の灰)を浴びてもマグロを廃棄しなかった十四隻を加えると、一千隻を超えるという。

第五福竜丸だけは被災直後、危険を感じて焼津港に直行し、乗組員は急性放射線障害と診断された。しかし、他の被災漁船は水爆実験にあったことさえ知らされず、現地で操業を続けた。

その事実を検証しようと、高知県の教師と高校生たちが、一九八〇年代に地道な調査を始めた。高校生たちのひたむきな調査に、被爆者たちはその重い口を開き、水爆実験・被爆・マグロの放棄の体験などを語った。一千隻以上の漁船の一人人以上乗組員が大量の「死の灰」を浴び、四十代、五十代で癌を発症し死んでいった。取材班は放置され忘れられようとしていた事実を明らかにした。

また取材班は、米原子力委員会の公文書、米エネルギー省の「キャッスル作戦」「死の灰」を記録した公文書を発見した。「死の灰」は成層圏に達し一年以上も北半球全域に降り、ストロン



特別講演講師の伊東英朗氏

チウム九〇、セシウム一三七など六十年近い放射能汚染が続き、今も残留し人間の発癌率を高めていると言われている。

今回の報告から、太平洋における核実験は、それまでの歴史上最大の環境汚染だったことが立証され、今後の科学者・関係者の調査研究により、隠されてきた太平洋核実験全体の実相を明らかにすることが求められていると強く感じた。

第1分科会
核廃絶への展望
 実行委員 渡辺 浩司

「二〇一五年NPT再検討会議の成果と核兵器廃絶への課題」と題し、富田宏治氏(関西学院大学法学部教授、原水爆禁止世界大会起草委員長)が「NPT

再検討会議のプロセスを通じて「核兵器の廃絶に取り組みことの意味を、同会議の四段階の展開—第一段階、NPTの不平等性の告発、第二段階、核兵器のない世界の平和と安全保障、第三段階、核兵器の非人道性の告発から核兵器の非合法化へ、第四段階、核軍縮の領域における民主主義と「法の支配」の確立へ—に沿って説明した。

核兵器の非人道性が焦点となり、力による支配を乗り越えて、諸国民の世論(民主主義)と法の支配によって核兵器の廃絶へと向かう局面に入っている。これがNPT再検討会議のプロセスの辿っている道であり、世界の核兵器廃絶への議論は深化している。この流れに乗って核兵器の廃絶を目指すべきであるが、日本の安倍政治がこうした世界の流れに全く逆行したものであることにも留意をする必要があるとして話は終わった。

続いて眞鍋穰氏(反核医師の会常任世話人、全日本民医連被ばく問題委員)が「オスロ、ナヤリット、ウィーン」核兵器の人道的影響に関する国際会議の示したものと題して、IP

PNW世界大会およびオスロに始まる三回の国際会議に参加した経験から、原爆被害の実相(直後・長期ともに)を正しく伝えることの必要性に始まり、標記会議の可能性と限界とを、生き告をされました。

最後に秋葉忠利氏が、前日の記念講演で「言い足りないこと」として話した。

戦後七十年談話にある「先代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」という部分は政府の戦争責任を国民に転嫁する内容を持ち、戦争を再び起こす意思を秘めていると考える。

こうした憲法をないがしろにする政治を防ぎ止めるための国民の「不断の努力」が足りなかったのではないか。たとえば憲法一五条の定める「罷免権」を実際に行使できる法律・制度を設ける。あるいは裁判所の怠慢を正すため、最高裁判所裁判官国民審査の仕組みを変える、憲法判断を要する裁判の際には国民投票を義務付ける。こういったことを議論することが役に立つのではないか。

第2分科会

日本における放射線被害

―過去・現在・未来―

実行委員 大塚 健太郎

「福島における放射線の実際」と題した松本純先生(生協)の診療所所長のお話では、避難生活の実態、子育て、甲状腺検査、出産状況の四点について住民の不安の声も交えて現状を報告していただきました。楢葉町の避難指示解除から二カ月経ち、住民の割合は戻ったものの、医療機関もなく生活基盤が整わないもで今後帰還者の増加は難しいとのことでした。福島県内では、二年前に震災関連死が直接死を超え、現在二千人超です。

甲状腺検査について、二巡目で新たに二十五人の甲状腺がんが見つかり、先行検査でA一、A二とされ今回Bと判定される例も認めています。甲状腺がんは中通りでの発症が多く、会津、いわきは有意差なしでした。疫学調査は他県では必要のないスクリーニングとなる可能性が指摘されました。今後、検査体制の充

実と保障が大切とお話でした。出産状況について、中絶数増加は認めず、低出生体重児・先天奇形発生率は全国と変わらないとのことでした。今年の合計特殊出生率一・五八と震災前の値に回復、福島市の出生数は二〇一三年に増加傾向に転じたとのことです。

聞間元先生(生協)は「放射線リスクに関する基礎的情報」(以下、「基礎的情報」批判)の出版目的①二十歳以下は帰還させようという政府の方針を批判、②百mSv以下の低線量被曝の健康影響はないという政府の方針を批判、③住民主体で帰還の判断をするための情報提供として、についてお話がありました。

また、低線量被曝の最新の知見について、プレストンの相対過剰リスクについて報告していただきました。統計的には有意差が出てこないだけで、LNT仮説によって評価されるべきと強調されました。



第3分科会も参加者でいっぱいになった

講演後の討論では、住民の健康管理の方法と医療者の責任について意見がありました。これからは福島で生きていきたいという住民にとって、放射線量がまん値であり、受け入れて生活

国は行政不服審査法上の請求・申立人となる資格を持たないため、おかしな手続きであり、このようなことを含め、安倍政権は、法的枠組みを容易に壊す政権であると主張されました。

第3分科会

憲法9条から考える

集団的自衛権

事務局次長 長田 芳幸

川口創氏(弁護士、国民安保法制懇事務局次長)が、一番強調していた点は今の戦争が国と国ではなく、国とテロとの戦いであるということ。

イラク戦争前後のイラクの状況について画像を通して説明がありました。さらにテロ掃討作戦には、テロリストと一般人の区別

現していました。また、今のイラクでも米兵に対しテロが頻発しているため、米兵は小児や女性でも少しも疑わしい行動と判断すると容赦なく狙撃しているとのことでした。

小林武氏(憲法学者)は、安保法制の問題について憲法(平和主義)違反、平和主義の理解は様々だが、それを超えた立憲主義の侵害、民主主義の侵害であることについて簡単に説明がありました。その後、沖繩辺野古基地移転の現状について、いろいろの問題があるが、翁長知事による埋め立て承認取り消し翌日に、沖繩防衛局が、国交省に対して執行停止の申し立てを行い承認された経緯を紹介されました。

対しなんとなくおかしなところ自分の思考が止まっていたと痛感しました。そして知らないことの恐ろしさを改めて感じました。臨床や業務に追われ、日常が終結してしまう日々ですが、今一歩視野を広げて生活していくことが大切だと気づかされました。



裁判所前の集会であいさつする原告 (中央3人)
(3月3日・名古屋地方裁判所)

原告の森敏夫さんは両目の白内障を原爆症とすることを求めているが、昨年十月十六日に左目のみが原爆症と認定。口頭弁論では眼科主治医の

声も紹介し、右目も原爆症認定することを求め、被爆者の訴えを真剣に聞き、これに向き合う認定行政となることを願うと発言した。
高井ツタエさんは「この裁判への思い」と題し、「私のように、苦しむ人がいなくなるように、戦争のない世界、核のない世界となつて欲しい」と願い、「被爆者として、戦争の悲惨さ、原爆の悲惨さを訴え続けていく」と決意が述べられた。

反核医師の会・愛知は、この裁判の傍聴に毎回参加し、医師の意見書作成、証人尋問などに協力してきた。
昨年十月には東京地裁が原爆症認定裁判で原告十七人全員勝訴の判決を出すなど、国の原爆症認定基準はひとつの目安とし、個人個人の被爆状況を考慮する判決が出されている。

判決は九月十四日に出される。弁護団は「公正な判決を出すよう、裁判所に要請を行ってきたが、引き続きこの運動を継続する必要がある」とし、裁判所前での宣伝行動や要請署名の取り組みを継続していくことが呼びかけられた。

三月三日(木)、広島・長崎の被爆者が、自身の病気が原爆に起因すると国に認めさせる訴訟(ノーモア・ヒバクシャ訴訟)の名古屋地方裁判所での裁判が結審した。国は被爆の影響を初

期放射線による極めて限定的なものとし、放射性降下物などによる被曝や内部被曝を無視・軽視する立場をとっている。この訴訟は、そういった低線量被曝を無視・軽視する国の姿勢を改めさせることを求めて行われている。この裁判は、名古屋地裁大法廷で開かれており、当日は傍聴席が満席になりテレビ取材も来るなど大きな注目を集めている。

反核医師の会・愛知は、この裁判の傍聴に毎回参加し、医師の意見書作成、証人尋問などに協力してきた。

福島第一原発事故で愛知県内に避難している世帯は、福島・宮城や関東などから愛知県への登録分だけで、今なお四百三十世帯千人余りに上る。愛知県被災者支援センター主催の大交流会が二月十一日、名古屋国際会議場で行われ避難者百三十人が参加した。

反核医師の会は保険医協会・愛知民医連と協力し、「健康相談コーナー」に中川事務局長、魚住世話人、野田・橋詰・早川各会員の、医師・歯科医師五人が参加した。

原爆症認定の改善求める ノーモア・ヒバクシャ愛知訴訟結審 判決は9月14日に

県被災者支援センター大交流会 原発事故避難者の 健康相談に協力

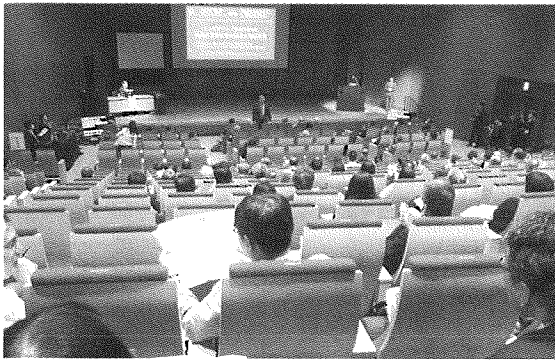


各コーナーで専門家が相談に応じた。半数以上が足を運び、健康についての相談は十件を数えた。
「子どもの甲状腺の現状と今後が不安」「不眠で中途覚醒する。避難生活が長期化し落ち着かない」「長期化する避難生活で子どものストレスやアトピー症状が心配」「車イスで不便な生活を強いられているが、住宅支援が打ち切られて不安。自閉気味の子どもも抱えてつらい」「子どもの被曝が心配。乳菌のストロンチウムを測定できないか」などの相談が寄せられ、医師・歯科医師らが臨床心理士や保健師などと組んで相談に応じた。

IPPNN北アジア地域会議に参加して

反核医師の会・愛知 事務局長 中川 武夫

原爆被爆七十年―核兵器廃絶

への新たな決意―被爆者医療
体験の継承と国際貢献―のタイ
トルの下でIPPNN北アジア
地域会議が広島県医師会館で開
催された。この地域会議は二〇一〇年三月にネパールのカトマ
ンズで南アジアと合同会議が開
催されて以降開催されておらず、
六年ぶりの開催であった。

一日目、全体会の様子

今回の会議は、一日目はHI
CARE（放射線被曝者医療国
際協力推進協議会）との共催で
あった。参加者は百五十名と新
聞では報道されていた。基調講演でニューメキシコ大
学医学部フレッド・メトラノ名
誉教授は、放射線影響研究所が
収集・分析したデータが世界中
の放射線防護プログラムの判断
基準となっていると評価した。国際シンポジウムは児玉和紀
氏（放射線影響研究所主席研究
員）、クリストファー・クレメ
ント氏（国際放射線防護委員会
科学秘書官）、神谷研二氏（広
島大学副学長）、権丈雅浩氏（広
島がん高精度放射線治療センタ
ー副センター長）の四人のシンポ
ジストが報告。児玉氏がHIC
ARE二十五年の活動報告とI
AEAとの協力推進など今後の
方向について展望を、クレメン
ト氏は放射線の医療活用の歴史
とともに防護の発展について、権丈氏は画像誘導などの技術を
用いた最新の放射線治療につい
て報告した。神谷氏は、被爆者医療の経験が福島原発事故での
医療支援や福島県民健康調査へ
の支援などに活かされていると
話し、東海村の被ばく事故以降、
緊急被ばく医療体制の整備を行っ
てきたが、その中で福島原発の
事故が起こり、緊急支援を行っ
てきた。これまでの経験を踏ま
えて、放射線災害からの復興に
携わる次世代の人材育成の教育
プログラムを実践していると報
告した。二日目は、IPPNN北アジ
ア地域会議総会と二つのシンポ
ジウムが行われ、全体で約七十
人、PANW（反核医師の会）
からは十一人が参加した。昨年
再結成されたモンゴルからは五
人が参加し、今回の地域会議は
モンゴルで開催したいと熱意を
語った。午前の総会では、国連が二月
に新設した核軍縮の作業部会に
参加してきた朝長万左男氏（I
PPNW副会長）が、今年が核
兵器の保有・使用を法的に禁止
するための具体的一歩を踏み出
す大切な年になると指摘した。続いて行われた「核兵器廃絶
と非核兵器地帯」のシンポジウ
ムでは、黒澤満氏（大阪女学院
大学教授）、小溝泰義氏（広島平
和文化センター理事長）、田巻一
彦氏（ピースデポ代表）、ガルサ
ンジャムツ・セラター氏（モ
ンゴル地政学研究所教授）の四
人が報告した。黒澤氏は核兵器廃絶を世界の
動向と、現在検討されている法
的枠組みのいくつかの構想につ
いて解説したうえで、米ロ、核
保有国・非保有国間の関係改善
が必要と指摘した。小溝氏は、
ブラボー水爆実験後に三千二百
万筆を集めた反核署名運動、中
距離核戦力全廃条約などに市民
社会の運動が欠かせない役割を
果たしたと指摘、核保有国を批
判するだけではなく、「二度と誰
にも同じ思いをさせたくない」
という被爆者の意志を世界に投
げかけ続けることが大切だと語っ
た。田巻氏は北東アジア非核平
和地帯を構築するための具体的
な過程について報告、朝鮮半島
の平和化が不可欠であることな
どを指摘した。セラター氏は、
モンゴルが一国で非核平和地帯
を宣言した経緯について紹介し

た。

午後に行われた「父を語る―
ヒバクシャ医療の礎を築いたヒ
ロシマ・ナガサキの医師達」シ
ンポジウムでは、原田義弘氏、
中山純維氏、朝長万左男氏の三
人が、原爆投下後に医師として
献身した父たちの被爆者医療・
研究や人物像について語った。戦後、広島・長崎の医師たちが
日常診療を続けるなかで、白血
病などのがんの増加や原爆ぶら
ぶら病などの異常に気付き、G
HQのプレスコードによる規制
の中でも、その真実の究明を行
ってきた経緯が生々しく語られ
た。原田氏は被爆者のケロイド治
療に有茎皮弁法を考案し、千人
以上を治療、原爆での熱傷患者
からは一切治療費を取らなかつ
た父東岷氏について、中山氏は
被爆者手帳の原型を作ったが、
被爆者医療について家では多く
を語らなかつた父広美氏の素顔
について、時には声を詰まらせ、
涙ながらに語った。
最後の閉会式では、核兵器廃
絶に向けて新たな決意を表明す
る広島宣言が採択され、全日程
を終えた。

国連 核軍縮作業部会開かれる 核禁止条約など法的措置が焦点に

昨年末に採択された国連決議（加盟国の過半数の百三十八カ国が賛成）に基づいて設置された「核軍縮作業部会」の初会合が、二月二十二日から国連欧州本部で開催された。会合には各国政府の他、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）や「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」に加盟する各国市民・反核団体も参加した。

法的措置位置づけ初めて

これまでも核兵器廃絶の作業部会に関する決議は毎年採択されてきたが、核兵器禁止条約などの法的措置について明記されたのは初めてであり、条約制定

に向けた気運の高まりを示す会議となった。一方、米ロ英仏中の核保有国五大国は会合に参加しなかった。

会合冒頭、あいさつに立ったアナン前国連事務総長は広島・長崎での原爆被害に触れ、「核兵器が全人類への脅威であることに議論の余地はない」と強調。「核廃絶は全ての国が共有すべき義務だ」（南アフリカ）、「核兵器が存在する限り、使用の危機はなくなるならない」（ブラジル）、「核の使用とその脅しは、国連憲章や国際法、国際人道法に違反するものであり、人道に対する罪だ」（中南米カリブ海諸国共同体か

ら作業部会宛への声明）など、大多数の政府代表が核兵器の全廃を支持した。

日本政府 核保有国に「配慮」

日本から参加した藤森俊希さん（日本被団協事務局次長）が被爆の実相を語り、「被爆体験を聞いた世界の人々から、しばしば『報復は考えなかったのか』と質問を受ける。答えは『ノー』。被爆者自らの体験から引きだした結論は、すべての国の人々に被爆者と同じ苦しみをさせてはならないということ」と発言し、「核兵器不使用を保障できるのは核兵器廃絶以外にない」と強調した。しかし、日本政府の左野利男軍縮大使は「核保有国も含めた国際社会の一致した行動が必要」として、核兵器禁止条約の交渉開始について「まだその段階ではない」と発言し、核保有国側に「配慮」する姿勢を示した。

反核医師の会・愛知

要請書・抗議文を送付

反核医師の会・愛知は二〇一五年度、以下の要請書・抗議文を送付した。

▼要請書原爆症認定の東京地裁判決を尊重し、国は控訴

断念を（二〇一五年十一月十日）

▼抗議文北朝鮮の核実験に強く抗議する（二〇一六年一月八日）

今後も注視を

作業部会は今回の初会合に次いで五月、八月にも開催し、九月の国連総会の議論のたき台になる核軍縮政策の勧告をまとめる予定だ。

原発事故避難者へ、愛知民医連 甲状腺エコー検診・健康相談会を開催

原発事故による愛知県内への避難者世帯を対象に甲状腺エコー検診を北病院で九月二十七日開催し、十六世帯・四十一名の受診がありました。



県被災者支援センターへは「どこに受診したらいいか」という相談が多く、受け入れ医療機関を広げることや、生活全体の支援の持ち方、検査後、受診後の支援をどうするのが課題となっています。（愛知民医連新聞十月号より転載）

◆◆◆◆◆
愛知民医連では原発事故による愛知県内への避難者世帯を対象に甲状腺検診を定期的に行っている。

● 会費納入のお願い ●

二〇一六年度の会費（五千円）の納入をお願い致します。

納入に際しましては、同封の郵便振替用紙をご利用頂くか、左記の銀行口座あてにお振り込みくださいますようお願い致します。

「核戦争に反対する医師の会」
三菱東京UFJ銀行・八事支店(普)0108297

※二〇一五年度の会費が未納の方には、振込用紙に二〇一五年度会費と記載させていただきましたのであわせてお振り込み願います。ご不明な点などございましたら、左記あてにお問い合わせ下さい。

☎ 0522-83211346